

支援制度一覧

\* 各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

制度名称	分野	対象地域	対象	対象者					制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の居場所づくり」への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス	
				自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他						
19	港北区地域のチカラ応援事業	まちづくり	区域	主に港北区在住・在勤・在学の5人以上で構成され、一定の活動実績があり、公益的活動を行う団体	○	○	○	×	○	地域課題の解決を図るとともに、港北区の魅力を高めることを目的とした活動に補助金を交付します。 【支援メニュー 補助金上限】 ①チャレンジコース 30万円 ②パートナーシップコース 地域の活動に港北区役所の後援名義	①は新規募集停止 ②は通年	○	×	×	×	○	○	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/chikara/">https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/chikara/</a>	港北区地域振興課地域力推進担当	540-2247	ko-chikara@city.yokohama.jp
57	港北区ふれあい助成金	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉推進または障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、作業所・グループホームを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	※新規立ち上げの受付は4月3日～12月20日 自発的で非営利な地域福祉及び、障害福祉推進事業の支援をします。 【要援護者支援区分】 集いの場活動、家事生活支援活動、配食活動、送迎活動 【障害児者支援区分】 障害児者支援活動・当事者活動、宿泊・日帰りハイク活動、視覚障害者・聴覚障害者支援 【福祉のまちづくり区分】 【健康増進区分】 ※新規立ち上げ事業への助成区分あり	令和6年4月	○	×	×	×	×	○	<a href="http://www.kohoku-shakyo.jp/">http://www.kohoku-shakyo.jp/</a>	港北区社会福祉協議会	547-2324	hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp
58	港北区みんなの助成金	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉又は障害者福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、作業所・グループホームを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	自発的で非営利な地域福祉及び、障害福祉推進事業の支援をします。 【イベント事業】※福祉に限る 上限20万円 【先駆的的重点的事业】上限50万円 【居場所事業】上限100万円 【地区別計画推進事業】上限10万円 【小規模つどいの場活動事業】上限5万円	令和6年4月	○	×	×	×	×	○	<a href="http://www.kohoku-shakyo.jp/">http://www.kohoku-shakyo.jp/</a>	港北区社会福祉協議会	547-2324	hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp